主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。(論旨第二点については、昭和二三年(オ)四四号、同年一二月一四日第三小法廷判決参照)よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第三小法廷

| 登 |   |   | 上 | 井 | 裁判長裁判官 |
|---|---|---|---|---|--------|
| 保 |   |   |   | 島 | 裁判官    |
| 介 |   | 又 | 村 | 河 | 裁判官    |
| 郎 | 太 | 善 | 村 | 本 | 裁判官    |